

広島市立大学大学院学則（改正案）

平成22年4月1日

学 則 第 2 号

目次

第1章 総則

- 第1節 目的（第1条・第2条）
- 第2節 自己評価（第3条）
- 第3節 組織（第4条・第5条）
- 第4節 職員組織（第6条・第7条）
- 第5節 研究科委員会（第8条）
- 第6節 学年、学期及び休業日（第9条）

第2章 研究科通則

- 第1節 修業年限及び在学年限（第10条・第11条）
- 第2節 入学等（第12条—第18条）
- 第3節 授業科目及び履修方法等（第19条—第26条）
- 第4節 休学、転学、留学及び退学等（第27条—第33条）
- 第5節 修了及び学位（第34条—第37条）
- 第6節 入学検定料、入学料、授業料及び学位論文審査手数料（第38条）
- 第7節 賞罰（第39条）

第3章 雑則

- 第1節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第40条）
- 第2節 その他（第41条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

（趣旨）

第1条 この学則は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号。以下「大学学則」という。）第4条第2項の規定に基づき、広島市立大学大学院（以下「本学大学院」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文

化の進展に寄与することを目的とする。

(人材育成の目標)

第2条の2 本学大学院は、豊かな感性と真理探究への情熱を持ち、多様な文化と価値観を尊び、平和を希求する人材、さらに、最先端かつ高度な専門性と深い学識を有し、課題発見・分析・解決能力を持ち、高い倫理観を持って広く社会に貢献できる人材を育成することを目標とする。

第2節 自己評価

第3条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、第2条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

2 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 組織

(課程)

第4条 本学大学院の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

3 博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

(研究科、専攻及び定員)

第5条 本学大学院に、次の研究科を置く。

- (1) 国際学研究科
- (2) 情報科学研究科
- (3) 芸術学研究科
- (4) 平和学研究科

2 前項各号に掲げる研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
国際学研究科	国際学専攻	15人	30人	7人	21人
情報科学研究科	情報工学専攻	23人	46人		
	知能工学専攻	23人	46人		

	システム工学専攻	23人	46人		
	医用情報科学専攻	15人	30人		
	情報科学専攻			28人	84人
芸術学研究科	造形芸術専攻	30人	60人		
	総合造形芸術専攻			6人	18人
平和学研究科	平和学専攻	10人	20人	4人	12人
計		139人	278人	45人	135人

（教育研究上の目的）

第5条の2 本学大学院の各研究科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 国際学研究科 深い学識と広い視野に基づいて、専門的な立場から国際社会や地域社会に貢献できる国際人を育成すること。
- (2) 情報科学研究科 情報工学及び情報科学分野において、学理の探究と科学技術の発展に貢献するとともに、高度な専門学識、専門技術及び創造力を身につけた人材を育成すること。
- (3) 芸術学研究科 文化芸術の創造及び発展をけん引できる、卓越した創作研究能力及び芸術理論に関する高度の専門性を有した人材を育成すること。
- (4) 平和学研究科 国際紛争の背景を分析する視点を身に付け、平和創造及び平和維持に関するアイデアと手法を世界に発信できる人材を育成すること。

第4節 職員組織

（職員）

第6条 本学大学院に、教授、准教授、講師、助教その他必要な職員を置く。

（研究科長）

第7条 研究科に研究科長及び副研究科長（理事長が必要と認めるときは2名）を置き、当該研究科の基礎となる学部の学部長及び副学部長（副研究科長2名の場合は2名とする。）をもって充てる。ただし、情報科学研究科にあっては、同研究科の教授をもって充てる。

- 2 前項の規定にかかわらず、平和学研究科にあっては、研究科長及び副研究科長に広島平和研究所の所長及び副所長をもって充てる。

第5節 研究科委員会

第8条 研究科にそれぞれ研究科委員会を置き、当該研究科の教授をもって組織する。

2 研究科委員会が必要と認めたときは、当該研究科委員会の委員にその他の職員を加えることができる。

3 研究科委員会は、当該研究科に関する次の事項のうち教育研究に関するものを審議する。なお、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものについては、別に定める。

(1) 人事に関する事項

(2) 予算に関する事項

(3) 規程の制定改廃に関する事項

(4) 講座並びに授業科目の種類及び編成に関する事項

(5) 学生の入学、休学、転学、留学、退学及び修了に関する事項

(6) 学生の厚生補導に関する事項

(7) 法令又は規程により、研究科委員会の権限に属する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、研究科の教育研究に関する事項

4 前3項に定めるもののほか、研究科委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 学年、学期及び休業日

第9条 学年、学期及び休業日については、大学学則第1章第6節の規定を準用する。

第2章 研究科通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第10条 博士前期課程の修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第11条 博士前期課程の学生は、4年（第16条又は第17条の規定により入学した者にあつては、第18条の規定により決定される在学すべき年数の2倍に相当する期間）を超えて在学することができない。

2 博士後期課程の学生は、6年（第16条又は第17条の規定により入学した者にあつては、第18条の規定により決定される在学すべき年数の2倍に相当する期間）を

超えて在学することができない。

第2節 入学等

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第13条 本学大学院の博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号による。）
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認め

たもの

- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
 - (11) 学校教育法第83条の大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）で、本学大学院が定める単位を優れた成績をもって修得したと認める者
- 2 本学大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（次号において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号による。）
 - (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの（入学の出願等）

第14条 本学大学院の入学の出願、入学者の選考並びに入学手続及び入学許可に

については、大学学則第23条から第25条までの規定を準用する。

(進学)

第15条 進学（本学大学院の博士前期課程を修了し、引き続き本学大学院の博士後期課程に進むことをいう。以下同じ。）の時期は、学年又は学期の始めとする。

2 進学を志願する者は、指定の期日までに所定の書類を学長に提出しなければならない。

3 前項の進学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

4 前項の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、進学手続に関する書類を提出しなければならない。

5 学長は、前項の進学手続を完了した者に進学を許可する。

(転入学)

第16条 学長は、他の大学の大学院の学生で本学大学院に転入学を志願するものがあるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第17条 学長は、本学大学院を退学した者又は第32条第1号の規定により除籍となった者で、再入学を希望するものがあるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学又は再入学した者の既修得単位数の認定等)

第18条 前2条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

2 前2条及び前項に定めるもののほか、転入学及び再入学に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 授業科目及び履修方法等

(授業科目等)

第19条 博士前期課程の授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 博士後期課程の授業科目の種類及び単位数は、別表第2のとおりとする。

3 授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第20条 博士課程において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適宜の方法により行うものとする。

(単位の算定基準等)

第21条 単位の算定基準並びに単位の授与及び成績の評価については、大学学則第33条及び第34条の規定を準用する。

(教育職員免許)

第22条 教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定めるところにより、教科及び教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目を履修しなければならない。

2 前項の科目の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第3に掲げるとおりとする。

(他の研究科又は他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第23条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の研究科又は他の大学の大学院との協議に基づき、学生が当該他の研究科又は大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第24条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、修了の要件となる単位として認めることができる。

2 前項の規定により認めることのできる単位数は、第16条及び第17条の規定により入学した場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、前条の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(他の大学の大学院等における研究指導)

第25条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を

受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生にあつては、当該研究指導の期間は、1年を超えないものとする。

(長期履修学生)

第26条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第10条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、長期履修学生として、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 休学、転学、留学及び退学等

(休学)

第27条 疾病その他特別の理由により引き続き2か月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて期間を定めて休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者があるときは、期間を定めて休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学は、博士前期課程にあつては通算して2年、博士後期課程にあつては通算して3年を超えることができない。

5 休学期間は、第11条に規定する在学年限並びに第33条及び第34条に規定する在学すべき年数に算入しない。

6 第1項の規定による許可を受け、又は第2項の規定による命令を受けた者は、休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(転学)

第28条 他の大学の大学院へ入学し、又は転学をしようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(転専攻)

第29条 学長は、同一研究科の他の専攻に転専攻しようとする者があるときは、選考の上、これを許可することができる。

2 前項の規定による許可を受けた者が既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(留学)

第30条 外国の大学の大学院で学修することを志願する者は、研究科長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第11条に規定する在学年限並びに第34条及び第35条に規定する在学すべき年数に算入することができる。

3 第23条の規定は、留学の場合に準用する。

(退学)

第31条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第32条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者について、除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 第11条に規定する在学年限を超えて在学しようとする者
- (3) 第27条第4項の休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第33条 学長は、前条第1号の規定により除籍した者から、除籍の日の翌日から起算して2年以内に、当該除籍の事由となった未納の授業料を納付して復籍の希望があったときは、除籍前に在学した研究科の研究科委員会の議を経て、復籍を許可することができる。

2 前項の規定による復籍の時期は、学期の始めとする。

3 前2項の規定により復籍を許可した学生の復籍後の在学期間は、除籍前の在学期間に通算する。

4 前条第1号の規定により除籍した者が、復籍後に同条の規定により再び除籍となったときは、その後の復籍は認めない。

第5節 修了及び学位

(博士前期課程の修了)

第34条 博士前期課程に2年（第16条若しくは第17条の規定により入学した者又は第29条第1項の規定により転専攻した者にあつては、それぞれ第18条第1項又は第29条第2項に規定する在学すべき年数）以上在学し、修了の要件となる単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題について

の研究の成果の審査及び試験に合格した者に対して、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

（博士後期課程の修了）

第35条 博士後期課程に3年（第16条若しくは第17条の規定により入学した者又は第29条第1項の規定により転専攻した者にあつては、それぞれ第18条第1項又は第29条第2項に規定する在学すべき年数）以上在学し、修了の要件となる単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者に対して、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し当該課程を修了した場合にあつては博士後期課程に1年以上、前条ただし書の規定による在学期間をもって修了した場合にあつては博士課程に3年（当該在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第13条第2項第2号から第6号までに掲げる者で優れた研究業績をあげたものの在学期間については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

（大学院における在学期間の短縮）

第35条の2 第24条の規定により学生が本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士前期課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 前項の規定は、第35条に規定する博士後期課程の在学期間については適用しない。

（学位）

第36条 学長は、博士前期課程の修了を認定した者に対して、修士の学位を授与する。

2 学長は、博士後期課程の修了を認定した者に対して、博士の学位を授与する。

3 学長は、別に定める博士の学位の授与に係る学位論文の審査及び試験に合格し、

かつ、博士後期課程の修了を認定した者と同等以上の学力を有することを確認した者に対して、博士の学位を授与する。

4 前3項に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項については、別に定める。

(修了の時期)

第37条 修了の時期は、学年又は学期の終わりとする。

第6節 入学検定料、入学料、授業料及び学位論文審査手数料

第38条 入学検定料、入学料、授業料及び学位論文審査手数料の額並びにその徴収については、別に定める。

第7節 賞罰

第39条 表彰については、大学学則第51条の規定を準用する。

2 懲戒については、大学学則第52条の規定を準用する。この場合において、同条中「学部の教授会」とあるのは、「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第3章 雑則

第1節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

第40条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生については、大学学則第3章第1節の規定を準用する。

第2節 その他

(委任)

第41条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則 略

別表 別紙のとおり

別表第1(第19条関係)

(1) 国際学研究科国際学専攻

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			摘要
			必修	選択	自由	
全研究科共通科目	人間論A(人文、社会科学)	1・2		2		(修了要件) 全研究科共通科目 2単位以上 研究科開設科目 主指導教員指定科目 14単位以上 自由選択科目 8単位 専門基礎科目 2単位 計24単位以上
	人間論B(自然科学)	1・2		2		
	国際関係と平和	1・2		2		
	ヒロシマと核の時代	1・2		2		
	日本論	1・2		2		
	科学技術と倫理	1・2		2		
	情報と社会	1・2		2		
	道具論	1・2		2		
	都市論	1・2		2		
研究科開設科目	科目基礎専門					合計30単位以上を修得し、研究指導を受けた上で、修士論文等を提出し、その審査と最終学力試験に合格すること (主指導教員指定科目に、「専門基礎科目」、「平和学コア科目」、「ピース・インターナショナルシップⅠ」、及び「ピース・インターナショナルシップⅡ」を含むことはできない。 社会人学生又は留学生で、全研究科共通科目及び専門基礎科目を履修することが困難な場合は、所定の手続きにより主指導教員指定科目に振り替えることができる。なお、社会人学生及び留学生の定義及び手続きは別に定める。) ※ただし、修士(平和学)の学位取得のための修了要件は次のとおり。 全研究科共通科目 2単位以上 研究科開設科目 24単位以上 主指導教員指定科目 14単位以上 専門基礎科目 2単位 平和学コア科目 4単位 ピース・インターナショナルシップⅠ又はⅡ 2単位 *印の科目から8単位以上
	目平和学コア科目					
	国際関係研究群					
		学術研究の進め方	1・2	2		
		学術研究のための基礎統計	1・2	2		
		平和学概論	1・2	2		
		広島と世界	1・2	2		
		HIROSHIMA and PEACE for Graduate Students	1・2	2		
		* 国際政治理論	1・2	2		
		* 国際安全保障理論	1・2	2		
		* 紛争解決論	1・2	2		
		* 平和構築論	1・2	2		
		* 国際協力論Ⅰ	1・2	2		
		* 国際協力論Ⅱ	1・2	2		
		日本政治外交論Ⅰ	1・2	2		
		日本政治外交論Ⅱ	1・2	2		
		中国国際関係史Ⅰ	1・2	2		
		中国国際関係史Ⅱ	1・2	2		
		東北アジア政治論Ⅰ	1・2	2		
		東北アジア政治論Ⅱ	1・2	2		
		東南アジア政治論Ⅰ	1・2	2		
		東南アジア政治論Ⅱ	1・2	2		
		ヨーロッパ国際関係史Ⅰ	1・2	2		
		ヨーロッパ国際関係史Ⅱ	1・2	2		
		アメリカ政治外交論Ⅰ	1・2	2		
		アメリカ政治外交論Ⅱ	1・2	2		
		ロシア国際関係史Ⅰ	1・2	2		
		ロシア国際関係史Ⅱ	1・2	2		
	公共政策研究群					
		* 国際法Ⅰ	1・2	2		
		* 国際法Ⅱ	1・2	2		
		経済政策論Ⅰ	1・2	2		
		経済政策論Ⅱ	1・2	2		
		* 国際開発学	1・2	2		
		* 開発社会学/人類学	1・2	2		
		非営利組織論	1・2	2		
		社会政策論	1・2	2		
		環境経済学Ⅰ	1・2	2		
		環境経済学Ⅱ	1・2	2		
		都市経済学Ⅰ	1・2	2		
		都市経済学Ⅱ	1・2	2		
		教育経営学Ⅰ	1・2	2		
		教育経営学Ⅱ	1・2	2		
		比較国際教育学	1・2	2		

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			摘要
			必修	選択	自由	
経営政策研究群		持続可能な開発のための教育（E.S.D）論	1・2	2		【別表着色部凡例】 青色…免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目（国際学研究科国際学専攻中学校専修免許英語、高等学校専修免許英語） オレンジ…免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目（国際学研究科国際学専攻中学校専修免許社会及び高等学校専修免許地理歴史（共通開設）） 赤色…免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目（国際学研究科国際学専攻中学校専修免許社会及び高等学校専修免許公民（共通開設）） 緑色…各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目（国際学研究科国際学専攻中学校専修免許英語、高等学校専修免許英語、中学校専修免許社会、高等学校専修免許地理歴史、高等学校専修免許公民）
		情報メディア論Ⅰ	1・2	2		
		情報メディア論Ⅱ	1・2	2		
		健康心理学Ⅰ	1・2	2		
		健康心理学Ⅱ	1・2	2		
		スポーツ国際開発論Ⅰ	1・2	2		
		スポーツ国際開発論Ⅱ	1・2	2		
	経営政策研究群	国際経営論Ⅰ	1・2	2		
		国際経営論Ⅱ	1・2	2		
		マーケティング論Ⅰ	1・2	2		
		マーケティング論Ⅱ	1・2	2		
		人的資源管理論Ⅰ	1・2	2		
		人的資源管理論Ⅱ	1・2	2		
		* 多国籍企業論Ⅰ	1・2	2		
		* 多国籍企業論Ⅱ	1・2	2		
		国際金融論Ⅰ	1・2	2		
		国際金融論Ⅱ	1・2	2		
		会計学Ⅰ	1・2	2		
		会計学Ⅱ	1・2	2		
		公会計論Ⅰ	1・2	2		
		公会計論Ⅱ	1・2	2		
		日本産業論Ⅰ	1・2	2		
		日本産業論Ⅱ	1・2	2		
		経営政策特講Ⅰ	1・2	2		
		経営政策特講Ⅱ	1・2	2		
		国際商務論Ⅰ	1・2	2		
		国際商務論Ⅱ	1・2	2		
	社会文化研究群	* 現代思想Ⅰ	1・2	2		
		* 現代思想Ⅱ	1・2	2		
		* 現代社会論Ⅰ	1・2	2		
		* 現代社会論Ⅱ	1・2	2		
		* ジェンダー論Ⅰ	1・2	2		
		* ジェンダー論Ⅱ	1・2	2		
		歴史資料研究	1・2	2		
		日本文化史研究	1・2	2		
		ラテンアメリカ文化論Ⅰ	1・2	2		
		ラテンアメリカ文化論Ⅱ	1・2	2		
		中東イスラーム社会論Ⅰ	1・2	2		
		中東イスラーム社会論Ⅱ	1・2	2		
		アフリカ社会論	1・2	2		
		アフリカ文化論	1・2	2		
	言語文化研究群	英語教育論Ⅰ	1・2	2		
		英語教育論Ⅱ	1・2	2		
		日本語教育論Ⅰ	1・2	2		
		日本語教育論Ⅱ	1・2	2		
		応用言語論Ⅰ	1・2	2		
		応用言語論Ⅱ	1・2	2		
		対照言語学Ⅰ	1・2	2		
		対照言語学Ⅱ	1・2	2		
		翻訳論Ⅰ	1・2	2		
		翻訳論Ⅱ	1・2	2		
		通訳論Ⅰ	1・2	2		

授業科目の名称			配当年次	単位数又は時間数			摘要
				必修	選択	自由	
		通訳論Ⅱ	1・2		2		
		イギリス文学・文化論Ⅰ	1・2		2		
		イギリス文学・文化論Ⅱ	1・2		2		
		フランス文学・文化論Ⅰ	1・2		2		
		フランス文学・文化論Ⅱ	1・2		2		
		American Literature and CultureⅠ	1・2		2		
		American Literature and CultureⅡ	1・2		2		
		Cross-cultural Psychology and CommunicationⅠ	1・2		2		
		Cross-cultural Psychology and CommunicationⅡ	1・2		2		
	国際研究特講	国際研究特講Ⅰ	1・2		2		
		国際研究特講Ⅱ	1・2		2		
		ピース・インターンシップⅠ	1・2		2		
		ピース・インターンシップⅡ	1・2		2		
	講義別	特別講義A	2		2		
		特別講義B	2		2		
	演習別	特別演習Ⅰ	2		2		
		特別演習Ⅱ	2		2		

(2) 情報科学研究科情報工学専攻

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			摘要
			必修	選択	自由	
全研究科共通科目	人間論A(人文・社会科学)	1・2		2		(修了要件) 全研究科共通科目 2単位 研究科開設科目 講義 18単位以上 (*印の科目から8単位以上) 演習 8単位以上 計28単位
	人間論B(自然科学)	1・2		2		
	国際関係と平和	1・2		2		
	ヒロシマと核の時代	1・2		2		
	日本論	1・2		2		
	科学技術と倫理	1・2		2		
	情報と社会	1・2		2		
	道具論	1・2		2		
	都市論	1・2		2		
研究科開設科目	*論理回路・システム特論	1・2		2		合計30単位以上を修得し、研究指導を受けた上で、修士論文を提出し、その審査と最終試験に合格すること。
	情報物性特論	1・2		2		
	*計算機支援設計特論	1・2		2		
	*回路設計自動化特論	1・2		2		
	*コンピュータアーキテクチャ特論	1・2		2		
	プログラミング言語特論	1・2		2		
	情報通信システム特論	1・2		2		
	情報通信方法特論	1・2		2		
	*通信工学特論	1・2		2		
	*情報ネットワーク特論	1・2		2		
	*ネットワークソフトウェア特論	1・2		2		
	マルチメディア情報通信特論	1・2		2		
	システムレベル設計検証特論	1・2		2		
	*通信トラヒック特論	1・2		2		
	情報伝送方式特論	1・2		2		
	知能数理解論A	1・2		2		
	知能数理解論B	1・2		2		
	数理科学特論A	1・2		2		
	数理科学特論B	1・2		2		
	情報工学特別演習Ⅰ	1・2	2			
	情報工学特別演習Ⅱ	1・2	2			
	情報工学特別演習Ⅲ	1・2	2			
	情報工学特別演習Ⅳ	1・2	2			
	Advanced SeminarV	1・2		2		
	Advanced SeminarVI	1・2		2		
	情報科学特別基礎講義	1・2		2		
	情報科学特別実践講義	1・2		2		
	プロジェクト演習Ⅰ	1・2		1		
	プロジェクト演習Ⅱ	1・2		1		
	インターンシップⅠ	1・2		2		
	インターンシップⅡ	1・2		2		

(3) 情報科学研究科知能工学専攻

授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数			摘要
		必修	選択	自由	
全研究科共通科目	人間論A(人文・社会科学)	1・2	2		(修了要件) 全研究科共通科目 2単位 研究科開設科目 講義 18単位以上 (*印の科目から8単位以上) 演習 8単位以上 計28単位
	人間論B(自然科学)	1・2	2		
	国際関係と平和	1・2	2		
	ヒロシマと核の時代	1・2	2		
	日本論	1・2	2		
	科学技術と倫理	1・2	2		
	情報と社会	1・2	2		
	道具論	1・2	2		
	都市論	1・2	2		
研究科開設科目	*知識工学特論	1・2	2		合計30単位以上を修得し、研究指導を受けた上で、修士論文を提出し、その審査と最終試験に合格すること。
	*知識ベース特論	1・2	2		
	*計算知能特論	1・2	2		
	*推論方式特論	1・2	2		
	*計算量理論特論	1・2	2		
	学習システム特論	1・2	2		
	マルチメディアデータベース特論	1・2	2		
	知的情報検索特論	1・2	2		
	*確率的情報処理特論	1・2	2		
	ネットワークソフトウェア特論	1・2	2		
	画像メディア工学特論	1・2	2		
	*言語音声メディア工学特論	1・2	2		
	コンピュータグラフィックス特論	1・2	2		
	パターン認識特論	1・2	2		
	*知能数理特論A	1・2	2		
	知能数理特論B	1・2	2		
	ヒューマンコンピュータインタラクション特論	1・2	2		
	組込みアーキテクチャ設計・ソフトウェア設計特論	1・2	2		
	数理科学特論A	1・2	2		
	数理科学特論B	1・2	2		
	医用画像診断支援特論	1・2	2		
	知能工学特別演習Ⅰ	1・2	2		
	知能工学特別演習Ⅱ	1・2	2		
	知能工学特別演習Ⅲ	1・2	2		
	知能工学特別演習Ⅳ	1・2	2		
	Advanced SeminarⅤ	1・2	2		
	Advanced SeminarⅥ	1・2	2		
	情報科学特別基礎講義	1・2	2		
	情報科学特別実践講義	1・2	2		
	プロジェクト演習Ⅰ	1・2	1		
	プロジェクト演習Ⅱ	1・2	1		
	インターンシップⅠ	1・2	2		
	インターンシップⅡ	1・2	2		

(4) 情報科学研究科システム工学専攻

授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数			摘要
		必修	選択	自由	
全研究科共通科目	人間論A(人文・社会科学)	1・2	2		(修了要件) 全研究科共通科目 2単位 研究科開設科目 講義 18単位以上 (*印の科目から8単位以上) 演習 8単位以上 計28単位
	人間論B(自然科学)	1・2	2		
	国際関係と平和	1・2	2		
	ヒロシマと核の時代	1・2	2		
	日本論	1・2	2		
	科学技術と倫理	1・2	2		
	情報と社会	1・2	2		
	道具論	1・2	2		
	都市論	1・2	2		
	*ロボットビジョン特論	1・2	2		合計30単位以上を修得し、研究指導を受けた上で、修士論文を提出し、その審査と最終試験に合格すること。
	*インテリジェント制御特論	1・2	2		
	*システム推定学特論	1・2	2		
	*ロボティクス特論	1・2	2		
	知能ロボティクス特論	1・2	2		
	情報伝送方式特論	1・2	2		
	アナログ素子・回路特論	1・2	2		
	*組込みアーキテクチャ設計・ソフトウェア設計特論	1・2	2		
	組込みソフトウェア実装・シミュレーション特論	1・2	2		
	ソフトウェア品質評価特論	1・2	2		
	*音響システム特論	1・2	2		
	ヒューマンコンピュータインタラクション特論	1・2	2		
	バーチャルリアリティ特論	1・2	2		
	情報通信方法特論	1・2	2		
	視覚情報学特論	1・2	2		
	暗号と情報セキュリティ特論	1・2	2		
	*数理学特論A	1・2	2		
	数理学特論B	1・2	2		
	知能数理特論A	1・2	2		
	知能数理特論B	1・2	2		
	確率的情報処理特論	1・2	2		
	計算量理論特論	1・2	2		
	認識システム特論	1・2	2		
	製品企画プロジェクト特別演習	1・2	1		
	組込みソフトウェア実装特別演習	1・2	1		
	システム工学特別演習Ⅰ	1・2	2		
	システム工学特別演習Ⅱ	1・2	2		
	システム工学特別演習Ⅲ	1・2	2		
	システム工学特別演習Ⅳ	1・2	2		
	Advanced SeminarⅤ	1・2	2		
	Advanced SeminarⅥ	1・2	2		
	情報科学特別基礎講義	1・2	2		
	情報科学特別実践講義	1・2	2		
	医用画像診断支援特論	1・2		2	
	医用ロボット学特論	1・2		2	
	プロジェクト演習Ⅰ	1・2	1		
	プロジェクト演習Ⅱ	1・2	1		
	インターンシップⅠ	1・2	2		
	インターンシップⅡ	1・2	2		

(5) 情報科学研究科医用情報科学専攻

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			摘要
			必修	選択	自由	
全研究科共通科目	人間論A(人文・社会科学)	1・2		2		(修了要件) 全研究科共通科目 2単位 研究科開設科目 講義 18単位以上 (*印の科目から8単位以上) 演習 8単位以上 計28単位
	人間論B(自然科学)	1・2		2		
	国際関係と平和	1・2		2		
	ヒロシマと核の時代	1・2		2		
	日本論	1・2		2		
	科学技術と倫理	1・2		2		
	情報と社会	1・2		2		
	道具論	1・2		2		
	都市論	1・2		2		
研究科開設科目	*バイオ情報学特論	1・2		2		合計30単位以上を修得し、研究指導を受けた上で、修士論文を提出し、その審査と最終試験に合格すること。
	生物情報処理特論	1・2		2		
	医用画像診断支援特論	1・2		2		
	視覚情報学特論	1・2		2		
	光計測システム特論	1・2		2		
	*生体情報学特論	1・2		2		
	生体計測工学特論	1・2		2		
	*生体機能画像解析学特論	1・2		2		
	*医用情報通信特論	1・2		2		
	生体システム工学特論	1・2		2		
	*マイクロ医用工学特論	1・2		2		
	医用ロボット学特論	1・2		2		
	論理回路・システム特論	1・2		2		
	コンピュータアーキテクチャ特論	1・2		2		
	マルチメディア情報通信特論	1・2		2		
	知能数理特論A	1・2		2		
	知能数理特論B	1・2		2		
	数理科学特論A	1・2		2		
	数理科学特論B	1・2		2		
	医用情報科学特別演習Ⅰ	1・2	2			
	医用情報科学特別演習Ⅱ	1・2	2			
	医用情報科学特別演習Ⅲ	1・2	2			
	医用情報科学特別演習Ⅳ	1・2	2			
	Advanced SeminarV	1・2		2		
	Advanced SeminarVI	1・2		2		
	情報科学特別基礎講義	1・2		2		
	情報科学特別実践講義	1・2		2		
	プロジェクト演習Ⅰ	1・2		1		
	プロジェクト演習Ⅱ	1・2		1		
	インターンシップⅠ	1・2		2		
	インターンシップⅡ	1・2		2		

(6) 芸術学研究科造形芸術専攻

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			摘要
			必修	選択	自由	
全研究科共通科目	人間論A(人文・社会科学)	1・2		2		(修了要件)
	人間論B(自然科学)	1・2		2		全研究科共通科目 4単位
	国際関係と平和	1・2		2		研究科開設科目
	ヒロシマと核の時代	1・2		2		基礎理論科目 8単位
	日本論	1・2		2		必修科目 3単位
	科学技術と倫理	1・2		2		選択必修科目
	情報と社会	1・2		2		造形総合研究 16単位
	道具論	1・2		2		造形特別研究 2単位
	都市論	1・2		2		計33単位
研究科開設科目	基礎理論科目	美学特講A	1・2	2		合計33単位以上を修得し、研究指導を受けた上で、修了作品（研究報告書を含む）又は修士論文を提出し、その審査と試験に合格すること(選択科目は、全研究科共通科目に振り替える。)
		美学特講B	1・2	2		
		美術史特講(日本)A	1・2	2		
		美術史特講(日本)B	1・2	2		
		美術史特講(東洋・工芸)A	1・2	2		
		美術史特講(東洋・工芸)B	1・2	2		
		美術史特講(西洋)A	1・2	2		
		美術史特講(西洋)B	1・2	2		
		美術史特講(現代)A	1・2	2		
		美術史特講(現代)B	1・2	2		
	必修科目	造形総合演習Ⅰ	1	1		
		造形総合演習Ⅱ	2	1		
		専門語学演習(英語)A	1	1		
	科選択科目	造形応用特別研究	1・2	2		
		専門語学演習(英語)B	1	1		
	造形総合研究	日本画研究Ⅰ	1	8		
		日本画研究Ⅱ	2	8		
		日本画研究(含古典研究)Ⅰ	1	8		
		日本画研究(含古典研究)Ⅱ	2	8		
		油絵研究AⅠ	1	8		
		油絵研究AⅡ	2	8		
		油絵研究BⅠ	1	8		
		油絵研究BⅡ	2	8		
		油絵研究CⅠ	1	8		
		油絵研究CⅡ	2	8		
		彫刻研究AⅠ	1	8		
		彫刻研究AⅡ	2	8		
		彫刻研究BⅠ	1	8		
		彫刻研究BⅡ	2	8		
		造形計画研究Ⅰ	1	8		
		造形計画研究Ⅱ	2	8		
		現代表現研究Ⅰ	1	8		
		現代表現研究Ⅱ	2	8		
		芸術学研究Ⅰ	1	8		
		芸術学研究Ⅱ	2	8		

選択必修特別研究	日本画材料技法演習	1・2		<u>2</u>	
	油絵材料技法演習	1・2		<u>2</u>	
	環境造形演習	1・2		<u>2</u>	
	視覚造形演習	1・2		<u>2</u>	
	立体造形演習	1・2		<u>2</u>	
	映像メディア造形演習	1・2		<u>2</u>	
	金属造形演習	1・2		<u>2</u>	
	染織造形演習	1・2		<u>2</u>	
	漆造形演習	1・2		<u>2</u>	
	現代美術特別演習	1・2		<u>2</u>	

(7) 平和学研究科平和学専攻

授業科目の名称		配当年次	単位数			摘要
			必修	選択	自由	
全研究科共通科目	人間論A（人文・社会科学）	1・2		2		(修了要件) 全研究科共通科目 2単位 研究科開設科目 研究基礎科目 「分析・接近法」4単位以上 「広島と核」4単位以上 平和の理論 「平和と軍縮」2単位以上 「平和の創造」2単位以上 グローバル/リージョナル・ガバナンス 「地域と平和」2単位以上 「国際機構と平和」2単位以上 特殊演習 8単位 計30単位 合計30単位以上を修得し、かつ 修士論文を提出し、その審査と 最終試験に合格すること。
	人間論B（自然科学）	1・2		2		
	ヒロシマと核の時代	1・2		2		
	日本論	1・2		2		
	科学技術と倫理	1・2		2		
	情報と社会	1・2		2		
	道具論	1・2		2		
	都市論	1・2		2		
研究科開設科目	分析・接近法	平和学	1	2		
		グローバル・ガバナンス論	1	2		
		現代社会と平和	1	2		
		現代国際法と平和	1	2		
		日本国憲法と平和主義	1	2		
		地方自治と平和	1	2		
	広島と核	核と歴史Ⅰ	1	2		
		核と歴史Ⅱ	1	2		
		被爆の記憶	1	2		
		核文化論	1	2		
		グローバル・ヒパクシャ	1	2		
		反核運動史	1	2		
	平和の理論	軍縮国際法	1・2	2		
		核軍縮と核軍備管理	1・2	2		
		国際人道法	1・2	2		
		科学と平和	1・2	2		
		軍縮と平和	1・2	2		
		戦争裁判と国際刑事裁判	1・2	2		
		安全保障論	1・2	2		
		平和構築と国際社会	1・2	2		
		グローバル・コミュニケーション論	1・2	2		
		ジャーナリズム論	1・2	2		
	平和の創造	平和思想と平和運動	1・2	2		
		東南アジアの紛争と協力	1・2	2		
		東南アジアをめぐる国際関係	1・2	2		
		韓国・北朝鮮外交と核問題	1・2	2		
		現代中国の政治と外交	1・2	2		
		現代ロシアの政治と外交	1・2	2		
		日本の近現代史	1・2	2		
		日本の平和・安全保障政策	1・2	2		
		国連論	1・2	2		
		国際環境論	1・2	2		
	国際機構と平和	国際組織と国際制度	1・2	2		
		地域機構と平和・安全保障	1・2	2		
		予防外交論	1・2	2		
		平和学特殊演習Ⅰ	1・2	2		
		平和学特殊演習Ⅱ	1・2	2		

特殊演習

	平和演習	平和学特殊演習Ⅲ	1・2	2		
		平和学特殊演習Ⅳ	1・2	2		
	インター ンシップ	平和インターンシップ	1・2		1	

別表第2(第19条関係)

(1) 国際学研究科国際学専攻

	授業科目の名称	配当年次	単位数又は時間数			摘要
			必修	選択	自由	
研究科開設科目	国際社会研究演習Ⅰ(国際法)	1・2・3		2		(修了要件) 主指導教員の指導により、「国際社会研究演習」又は「地域研究演習」のうちから8単位を修得し、研究指導を受けた上で、博士論文を提出し、その審査と最終試験に合格すること。
	国際社会研究演習Ⅱ(国際法)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(国際法)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(国際法)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(国際協力論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(国際協力論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(国際協力論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(国際協力論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(マクロ社会理論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(マクロ社会理論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(マクロ社会理論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(マクロ社会理論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(比較政治学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(比較政治学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(比較政治学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(比較政治学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(経済政策論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(経済政策論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(経済政策論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(経済政策論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(非営利組織論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(非営利組織論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(非営利組織論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(非営利組織論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(都市経済学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(都市経済学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(都市経済学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(都市経済学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(環境経済学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(環境経済学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(環境経済学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(環境経済学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(国際経営論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(国際経営論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(国際経営論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(国際経営論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(マーケティング論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(マーケティング論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(マーケティング論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(マーケティング論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(国際金融論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(国際金融論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(国際金融論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(国際金融論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(会計学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(会計学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅲ(会計学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅳ(会計学)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅰ(国際商務論)	1・2・3		2		
	国際社会研究演習Ⅱ(国際商務論)	1・2・3		2		

国際社会研究演習Ⅲ(国際商務論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅳ(国際商務論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅰ(マスメディア論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅱ(マスメディア論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅲ(マスメディア論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅳ(マスメディア論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅰ(比較国際教育学)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅱ(比較国際教育学)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅲ(比較国際教育学)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅳ(比較国際教育学)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅰ(健康心理学)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅱ(健康心理学)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅲ(健康心理学)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅳ(健康心理学)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅰ(英語教育論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅱ(英語教育論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅲ(英語教育論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅳ(英語教育論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅰ(応用言語論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅱ(応用言語論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅲ(応用言語論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅳ(応用言語論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅰ(翻訳論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅱ(翻訳論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅲ(翻訳論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅳ(翻訳論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅰ(紛争解決論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅱ(紛争解決論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅲ(紛争解決論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅳ(紛争解決論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅰ(国際開発論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅱ(国際開発論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅲ(国際開発論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅳ(国際開発論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅰ(Learning, Education and Culture)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅱ(Learning, Education and Culture)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅲ(Learning, Education and Culture)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅳ(Learning, Education and Culture)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅰ(英語学習論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅱ(英語学習論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅲ(英語学習論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅳ(英語学習論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅰ(現代思想)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅱ(現代思想)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅲ(現代思想)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅳ(現代思想)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅰ(人的資源管理論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅱ(人的資源管理論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅲ(人的資源管理論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅳ(人的資源管理論)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅰ(日本語教育学)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅱ(日本語教育学)	1・2・3		2	

国際社会研究演習Ⅲ(日本語教育学)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅳ(日本語教育学)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅰ(対照言語学)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅱ(対照言語学)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅲ(対照言語学)	1・2・3		2	
国際社会研究演習Ⅳ(対照言語学)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅰ(東南アジア研究)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅱ(東南アジア研究)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅲ(東南アジア研究)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅳ(東南アジア研究)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅰ(中国研究)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅱ(中国研究)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅲ(中国研究)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅳ(中国研究)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅰ(ロシア史研究)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅱ(ロシア史研究)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅲ(ロシア史研究)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅳ(ロシア史研究)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅰ(アフリカ社会)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅱ(アフリカ社会)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅲ(アフリカ社会)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅳ(アフリカ社会)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅰ(東ヨーロッパ研究)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅱ(東ヨーロッパ研究)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅲ(東ヨーロッパ研究)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅳ(東ヨーロッパ研究)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅰ(American Literature and Culture)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅱ(American Literature and Culture)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅲ(American Literature and Culture)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅳ(American Literature and Culture)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅰ(日本社会)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅱ(日本社会)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅲ(日本社会)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅳ(日本社会)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅰ(日本政治外交論)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅱ(日本政治外交論)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅲ(日本政治外交論)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅳ(日本政治外交論)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅰ(日本文化史)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅱ(日本文化史)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅲ(日本文化史)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅳ(日本文化史)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅰ(フランスの文学と文化)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅱ(フランスの文学と文化)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅲ(フランスの文学と文化)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅳ(フランスの文学と文化)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅰ(中東アラブ研究)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅱ(中東アラブ研究)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅲ(中東アラブ研究)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅳ(中東アラブ研究)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅰ(ラテンアメリカの文化と歴史)	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅱ(ラテンアメリカの文化と歴史)	1・2・3		2	

地域研究演習Ⅲ(ラテンアメリカの文化と歴	1・2・3		2	
地域研究演習Ⅳ(ラテンアメリカの文化と歴	1・2・3		2	

(2) 情報科学研究科情報科学専攻

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			摘要
			必修	選択	自由	
研究科開設科目	情報科学講究Ⅰ	1・2・3	2			(修了要件) 主指導教員による情報科学講究Ⅰ及び副指導教員による情報科学講究Ⅱを含む10単位を修得し、研究指導を受けた上で、博士論文を提出し、その審査と最終学力試験に合格すること。学術交流協定等により、あらかじめ相互に合意を得ている他大学院で修得した単位は、6単位を超えない範囲で認定することができる。
	情報科学講究Ⅱ	1・2・3	2			
	情報科学講究Ⅲ	1・2・3		2		
	情報科学講究Ⅳ	1・2・3		2		
	情報科学講究Ⅴ	1・2・3		2		
	情報科学講究Ⅵ	1・2・3		2		
	情報物性基礎講究	1・2・3		2		
	情報生物材料講究	1・2・3		2		
	環境情報学講究	1・2・3		2		
	情報科学特別実習	1・2・3		4		
	自主プロジェクト研究Ⅰ	1・2・3		2		
	自主プロジェクト研究Ⅱ	1・2・3		2		

(3) 芸術学研究科総合造形芸術専攻

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			摘要
			必修	選択	自由	
研究科開設科目	創作総合研究Ⅰ	1	2			(修了要件) 14単位を修得し、研究指導を受けた上で、修了作品及び博士論文を提出し、その審査と最終学力試験に合格すること。
	創作総合研究Ⅱ	2	2			
	創作総合研究Ⅲ	3	2			
	領域横断特別研究	1・2	2			
	特別造形総合演習Ⅰ	1	2			
	特別造形総合演習Ⅱ	2	2			
	美学特講	1・2		2		
	日本美術史特講	1・2		2		
	東洋美術史特講(彫刻・工芸)	1・2		2		
	西洋美術史特講	1・2		2		
	現代美術史特講	1・2		2		
	デザイン特講	1・2		2		

(4) 平和学研究科平和学専攻

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			摘要
			必修	選択	自由	
研究科開設科目	特殊研究科目	グローバル・ガバナンス論特殊研究	1	2		(修了要件) 特殊研究科目2単位、研究演習12単位の計14単位を修得し、主指導教員の指導により、研究指導を受けた上で博士論文を提出し、その審査と最終試験に合格すること。
	特殊研究科目	現代社会と平和特殊研究	1	2		
	特殊研究科目	現代国際法と平和特殊研究	1	2		
	特殊研究科目	日本国憲法と平和主義特殊研究	1	2		
	特殊研究科目	核と歴史特殊研究	1	2		
	特殊研究科目	グローバル・ヒバクシャ特殊研究	1	2		
	特殊研究科目	軍縮国際法特殊研究	1	2		
	特殊研究科目	安全保障論特殊研究	1	2		
	特殊研究科目	グローバル・コミュニケーション論特殊研究	1	2		
	特殊研究科目	平和思想と平和運動特殊研究	1	2		
	特殊研究科目	東南アジアの紛争と協力特殊研究	1	2		
	特殊研究科目	韓国・北朝鮮外交と核問題特殊研究	1	2		
	特殊研究科目	現代中国の政治と外交特殊研究	1	2		
	特殊研究科目	日本の近現代史特殊研究	1	2		
	特殊研究科目	国連論特殊研究	1	2		
	特殊研究科目	ジャーナリズム論特殊研究	1	2		
	研究演習	平和学研究演習Ⅰ	1・2・3	2		
	研究演習	平和学研究演習Ⅱ	1・2・3	2		
	研究演習	平和学研究演習Ⅲ	1・2・3	2		
	研究演習	平和学研究演習Ⅳ	1・2・3	2		
	研究演習	平和学研究演習Ⅴ	1・2・3	2		
	研究演習	平和学研究演習Ⅵ	1・2・3	2		

別表第3(第22条関係)

(1) 国際学研究科国際学専攻

免許状の種類 中学校教諭 専修免許状 英語

高等学校教諭 専修免許状 英語

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		摘要
		教職必修科目	教職選択科目	
英語の教科及び教科の指導法に関する科目	英語教育論Ⅰ		2	最低必要修得単位数は、24単位
	英語教育論Ⅱ		2	
	応用言語論Ⅰ		2	
	応用言語論Ⅱ		2	
	翻訳論Ⅰ		2	
	翻訳論Ⅱ		2	
	通訳論Ⅰ		2	
	通訳論Ⅱ		2	
	イギリス文学・文化論Ⅰ		2	
	イギリス文学・文化論Ⅱ		2	
	American Literature and CultureⅠ		2	
	American Literature and CultureⅡ		2	
	Cross-cultural Psychology and CommunicationⅠ		2	
	Cross-cultural Psychology and CommunicationⅡ		2	
教育の基礎的理解に関する科目	教育経営学Ⅰ		2	
	教育経営学Ⅱ		2	
	比較国際教育学		2	
	持続可能な開発のための教育（ESD）論		2	

(2) 国際学研究科国際学専攻
免許状の種類 中学校教諭 専修免許状 社会

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		摘要
		教職必修科目	教職選択科目	
社会の教科及び教科の指導法に関する科目	国際政治理論		2	最低必要修得単位数は、24単位
	国際安全保障理論		2	
	紛争解決論		2	
	平和構築論		2	
	国際協力論Ⅰ		2	
	国際協力論Ⅱ		2	
	日本政治外交論Ⅰ		2	
	日本政治外交論Ⅱ		2	
	中国国際関係史Ⅰ		2	
	中国国際関係史Ⅱ		2	
	東南アジア政治論Ⅰ		2	
	東南アジア政治論Ⅱ		2	
	ロシア国際関係史Ⅰ		2	
	ロシア国際関係史Ⅱ		2	
	経済政策論Ⅰ		2	
	経済政策論Ⅱ		2	
	国際開発学		2	
	開発社会学/人類学		2	
	環境経済学Ⅰ		2	
	環境経済学Ⅱ		2	
	国際経営論Ⅰ		2	
	国際経営論Ⅱ		2	
	マーケティング論Ⅰ		2	
	マーケティング論Ⅱ		2	
	人的資源管理論Ⅰ		2	
	人的資源管理論Ⅱ		2	
	国際金融論Ⅰ		2	
	国際金融論Ⅱ		2	
	会計学Ⅰ		2	
	会計学Ⅱ		2	
	公会計論Ⅰ		2	
	公会計論Ⅱ		2	
	国際商務論Ⅰ		2	
	国際商務論Ⅱ		2	
	現代思想Ⅰ		2	
	現代思想Ⅱ		2	
	歴史資料研究		2	
	日本文化史研究		2	
	ラテンアメリカ文化論Ⅰ		2	
	ラテンアメリカ文化論Ⅱ		2	
	中東イスラーム社会論Ⅰ		2	
	中東イスラーム社会論Ⅱ		2	
	アフリカ社会論		2	
	アフリカ文化論		2	
	フランス文学・文化論Ⅰ		2	
	フランス文学・文化論Ⅱ		2	
教育の基礎的理解に関する科目	比較国際教育学		2	
	持続可能な開発のための教育（ESD）論		2	

(3) 国際学研究科国際学専攻

免許状の種類 高等学校教諭 専修免許状 地理歴史

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		摘要
		教職必修科目	教職選択科目	
地理歴史の教科及び教科の指導法に関する科目	日本政治外交論Ⅰ		2	最低必要修得単位数は、24単位
	日本政治外交論Ⅱ		2	
	中国国際関係史Ⅰ		2	
	中国国際関係史Ⅱ		2	
	ロシア国際関係史Ⅰ		2	
	ロシア国際関係史Ⅱ		2	
	歴史資料研究		2	
	日本文化史研究		2	
	ラテンアメリカ文化論Ⅰ		2	
	ラテンアメリカ文化論Ⅱ		2	
	アフリカ社会論		2	
	アフリカ文化論		2	
	フランス文学・文化論Ⅰ		2	
	フランス文学・文化論Ⅱ		2	
教育の基礎的理解に関する科目	比較国際教育学		2	
	持続可能な開発のための教育（ESD）論		2	

(4) 国際学研究科国際学専攻

免許状の種類 高等学校教諭 専修免許状 公民

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		摘要
		教職必修科目	教職選択科目	
公民の教科及び教科の指導法に関する科目	国際政治理論		2	最低必要修得単位数は、24単位
	国際安全保障理論		2	
	紛争解決論		2	
	平和構築論		2	
	国際協力論Ⅰ		2	
	国際協力論Ⅱ		2	
	東南アジア政治論Ⅰ		2	
	東南アジア政治論Ⅱ		2	
	経済政策論Ⅰ		2	
	経済政策論Ⅱ		2	
	国際開発学		2	
	開発社会学/人類学		2	
	環境経済学Ⅰ		2	
	環境経済学Ⅱ		2	
	国際経営論Ⅰ		2	
	国際経営論Ⅱ		2	
	マーケティング論Ⅰ		2	
	マーケティング論Ⅱ		2	
	人的資源管理論Ⅰ		2	
	人的資源管理論Ⅱ		2	
	国際金融論Ⅰ		2	
	国際金融論Ⅱ		2	
	会計学Ⅰ		2	
	会計学Ⅱ		2	
	公会計論Ⅰ		2	
	公会計論Ⅱ		2	
	国際商務論Ⅰ		2	
	国際商務論Ⅱ		2	
	現代思想Ⅰ		2	
	現代思想Ⅱ		2	
	中東イスラーム社会論Ⅰ		2	
	中東イスラーム社会論Ⅱ		2	
教育の基礎的理解に関する科目	比較国際教育学		2	
	持続可能な開発のための教育（ESD）論		2	

(5) 情報科学研究科情報工学専攻

免許状の種類 高等学校教諭 専修免許状 数学

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		摘要
		教職必修科目	教職選択科目	
数学の教科及び教科の指導法に関する科目	知能数理特論A	2		最低必要修得単位数は、必修8単位を含め24単位
	知能数理特論B	2		
	数理科学特論A	2		
	数理科学特論B	2		
	計算量理論特論		2	
	論理回路・システム特論		2	
	コンピュータアーキテクチャ特論		2	
	プログラミング言語特論		2	
	情報通信システム特論		2	
	情報ネットワーク特論		2	
	マルチメディア情報通信特論		2	
	通信工学特論		2	
	通信トラヒック特論		2	

(6) 情報科学研究科情報工学専攻

免許状の種類 高等学校教諭 専修免許状 情報

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		摘要
		教職必修科目	教職選択科目	
情報の教科及び教科の指導法に関する科目	情報と社会	2		最低必要修得単位数は、必修4単位を含め24単位
	科学技術と倫理	2		
	情報通信方法特論		2	
	ネットワークソフトウェア特論		2	
	計算機支援設計特論		2	
	回路設計自動化特論		2	
	情報伝送方式特論		2	
	情報物性特論		2	
	システムレベル設計検証特論		2	
	マルチメディアデータベース特論		2	
	知的情報検索特論		2	
	確率的情報処理特論		2	

(7) 情報科学研究科知能工学専攻

免許状の種類 高等学校教諭 専修免許状 数学

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		摘要
		教職必修科目	教職選択科目	
数学の教科及び教科の指導法に関する科目	知能数理特論A	2		最低必要修得単位数は、必修8単位を含め24単位
	知能数理特論B	2		
	数理科学特論A	2		
	数理科学特論B	2		
	計算量理論特論		2	
	コンピュータグラフィックス特論		2	
	知識ベース特論		2	
	推論方式特論		2	
	画像メディア工学特論		2	
	学習システム特論		2	
	パターン認識特論		2	
	ヒューマンコンピュータインタラクション特論		2	
	マルチメディア情報通信特論		2	

(8) 情報科学研究科知能工学専攻

免許状の種類 高等学校教諭 専修免許状 情報

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		摘要
		教職必修科目	教職選択科目	
情報の教科及び教科の指導法に関する科目	情報と社会	2		最低必要修得単位数は、必修4単位を含め24単位
	科学技術と倫理	2		
	情報通信方法特論		2	
	ネットワークソフトウェア特論		2	
	計算機支援設計特論		2	
	ロボティクス特論		2	
	医用画像診断支援特論		2	
	知識工学特論		2	
	計算知能特論		2	
	マルチメディアデータベース特論		2	
	知的情報検索特論		2	
	確率的情報処理特論		2	
	言語音声メディア工学特論		2	

(9) 情報科学研究科システム工学専攻

免許状の種類 高等学校教諭 専修免許状 数学

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		摘要
		教職必修科目	教職選択科目	
数学の教科及び教科の指導法に関する科目	数理科学特論A	2		最低必要修得単位数は、必修8単位を含め24単位
	数理科学特論B	2		
	知能数理特論A	2		
	知能数理特論B	2		
	計算量理論特論		2	
	システム推定学特論		2	
	ヒューマンコンピュータインタラクション特論		2	
	視覚情報学特論		2	
	マルチメディア情報通信特論		2	
	画像メディア工学特論		2	
	学習システム特論		2	
	暗号と情報セキュリティ特論		2	

(10) 情報科学研究科システム工学専攻

免許状の種類 高等学校教諭 専修免許状 情報

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		摘要
		教職必修科目	教職選択科目	
情報の教科及び教科の指導法に関する科目	情報と社会	2		最低必要修得単位数は、必修4単位を含め24単位
	科学技術と倫理	2		
	情報通信方法特論		2	
	ネットワークソフトウェア特論		2	
	計算機支援設計特論		2	
	情報伝送方式特論		2	
	インテリジェント制御特論		2	
	確率的情報処理特論		2	
	音響システム特論		2	
	ロボティクス特論		2	
	組込みアーキテクチャ設計・ソフトウェア設計特論		2	
	組込みソフトウェア実装・シミュレーション特論		2	

(11) 情報科学研究科医用情報科学専攻

免許状の種類 高等学校教諭 専修免許状 情報

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		適用
		教職必修科目	教職選択科目	
情報の教科及び教科の指導法に関する科目	情報と社会	2		最低必要修得単位数は、必修4単位を含め24単位
	科学技術と倫理	2		
	情報通信方法特論		2	
	ネットワークソフトウェア特論		2	
	計算機支援設計特論		2	
	バイオ情報学特論		2	
	生体システム工学特論		2	
	マイクロ医用工学特論		2	
	医用画像診断支援特論		2	
	医用情報通信特論		2	
	医用ロボット学特論		2	
	計算知能特論		2	

(12) 芸術学研究科造形芸術専攻

免許状の種類 中学校教諭 専修免許状 美術

高等学校教諭 専修免許状 美術

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		摘要
		教職必修科目	教職選択科目	
美術の教科及び教科の指導法に関する科目	美学特講A		2	最低必要修得単位数は、24単位
	美学特講B		2	
	美術史特講(日本)A		2	
	美術史特講(日本)B		2	
	美術史特講(東洋・工芸)A		2	
	美術史特講(東洋・工芸)B		2	
	美術史特講(西洋)A		2	
	美術史特講(西洋)B		2	
	美術史特講(現代)A		2	
	美術史特講(現代)B		2	
	造形総合演習Ⅰ		1	
	造形総合演習Ⅱ		1	
	日本画研究Ⅰ		8	
	日本画研究Ⅱ		8	
	日本画研究(含古典研究)Ⅰ		8	
	日本画研究(含古典研究)Ⅱ		8	
	日本画材料技法演習		2	
	油絵研究AⅠ		8	
	油絵研究AⅡ		8	
	油絵研究BⅠ		8	
	油絵研究BⅡ		8	
	油絵研究CⅠ		8	
	油絵研究CⅡ		8	
	油絵材料技法演習		2	
	彫刻研究AⅠ		8	
	彫刻研究AⅡ		8	
	彫刻研究BⅠ		8	
	彫刻研究BⅡ		8	
	環境造形演習		2	
	造形計画研究Ⅰ		8	
	造形計画研究Ⅱ		8	
	視覚造形演習		2	
	立体造形演習		2	
	映像メディア造形演習		2	
	金属造形演習		2	
	染織造形演習		2	
	漆造形演習		2	
	現代表現研究Ⅰ		8	
	現代表現研究Ⅱ		8	
	現代美術特別演習		2	
	芸術学研究Ⅰ		8	
	芸術学研究Ⅱ		8	

(13) 芸術学研究科造形芸術専攻

免許状の種類 高等学校教諭 専修免許状 工芸

教育職員免許法施行規則に定める科目区分	授業科目の名称	単位数		摘要
		教職必修科目	教職選択科目	
工芸の教科及び教科の指導法に関する科目	美術史特講(日本)A		2	最低必要修得単位数は、24単位
	美術史特講(日本)B		2	
	美術史特講(東洋・工芸)A		2	
	美術史特講(東洋・工芸)B		2	
	美術史特講(現代)A		2	
	美術史特講(現代)B		2	
	造形計画研究Ⅰ		8	
	造形計画研究Ⅱ		8	
	造形総合演習Ⅰ		1	
	造形総合演習Ⅱ		1	
	視覚造形演習		2	
	立体造形演習		2	
	映像メディア造形演習		2	
	金属造形演習		2	
	染織造形演習		2	
	漆造形演習		2	
	現代表現研究Ⅰ		8	
	現代表現研究Ⅱ		8	
	現代美術特別演習		2	

広島市立大学学位規程

平成22年4月1日

規 程 第 86 号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第48条第2項及び広島市立大学大学院学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第2号）第36条第4項の規定に基づき、学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の授与)

第2条 学位の授与は、別に定める学位記の交付をもって行う。

(学位授与の要件)

第3条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。

3 博士の学位は、前項の規定によるほか、本学大学院の博士後期課程を経ない者で、本学大学院に学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了したものと同等以上の学力があることの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者についても授与する。

(専攻分野の名称)

第4条 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第2に掲げるとおりとする。

3 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、別表第3に掲げるとおりとする。

(博士の学位授与の申請及び受理)

第5条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文（芸術学研究科においては、学位論文及び研究作品。（以下「学位論文等」という。）の提出については、別に定める。

2 第3条第3項の規定による博士の学位の授与を受けようとする者は、学位申請書に別に定める学位論文等及び学位論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け退学した者（以下「満期退学者」という。）が博士の学位の授与を申請する場合の学位論文審査手数料の扱いについては、別に定める。

3 前項の規定により学位論文等の提出があったときは、学長は、その学位の種類に応じて適当と認める研究科委員会に審査を付託するものとする。

4 受理した学位論文等及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があってもこれを還付しない。

(審査委員会)

第6条 研究科委員会は、博士の学位論文等の審査及び試験を行うため、当該研究科の審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

2 研究科委員会の審議を経て、当該研究科以外の研究者を審査委員に加えることができる。

(試験の方法)

第7条 試験は、博士の学位論文等を中心として、これに関係のある科目について行うものとする。

2 第3条第3項の学力の確認は、別に定める方法による。

3 満期退学者が、退学後3年以内に第3条第3項の規定による博士の学位の授与を申請した場合は、学力の確認を省略することができる。

(審査期間)

第8条 博士の学位論文等の審査及び試験は、学位論文等を受理した時から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会の報告)

第9条 審査委員会は、学位論文等の審査、試験及び学力の確認を終了したときは、直ちに学位論文等の内容の要旨、学位論文等の審査の結果の要旨、試験結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議決定)

第10条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

2 前項の議決をするには、研究科委員会の構成員（海外出張中及び長期療養中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 研究科委員会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の

教員又は他の大学院の教員を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

（研究科委員会の報告）

第11条 研究科委員会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文等とともに学位論文等の内容の要旨、学位論文等の審査の結果の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

2 研究科委員会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

（博士の学位授与）

第12条 学長は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

（博士の学位登録）

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

（学位論文要旨の公表）

第14条 本学が博士の学位を授与したときは、その授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

（学位論文の公表）

第15条 本学において博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、学位授与前に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文を公表するときは、「広島市立大学審査学位論文」と明記しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による学位論文の公表のほか、芸術学研究科においては、研究科委員会の定めるところにより研究作品の公表をするものとする。

（修士の学位の審査）

第16条 修士の学位の審査については、別に定める。

(学位名称の使用)

第17条 本学において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、広島市立大学と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 本学において修士又は博士の学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位を授与されたことが判明したときは、学長は、大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつその旨を公表する。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 略

別表第1（第4条関係）

学 部 名	学 科 名	専攻分野の名称
国 際 学 部	国 際 学 科	国 際 学
情 報 科 学 部	情 報 工 学 科	情 報 科 学 又は 情 報 工 学
	知 能 工 学 科	
	シ ス テ ム 工 学 科	
	医 用 情 報 科 学 科	
芸 術 学 部	美 術 学 科	芸 術
	デ ザ イン 工 芸 学 科	

別表第 2（第 4 条関係）

研 究 科 名	専 攻 名	専攻分野の名称
国 際 学 研 究 科	国 際 学 専 攻	国 際 学、 学 術 又は 平 和 学
情 報 科 学 研 究 科	情 報 工 学 専 攻	情 報 科 学 又は 情 報 工 学
	知 能 工 学 専 攻	
	シ ス テ ム 工 学 専 攻	
	医 用 情 報 科 学 専 攻	
芸 術 学 研 究 科	造 形 芸 術 専 攻	芸 術
平 和 学 研 究 科	平 和 学 専 攻	平 和 学

別表第3（第4条関係）

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
国際学研究科	国際学専攻	国際学、 学術 又は 平和学
情報科学研究科	情報科学専攻	情報科学 又は 情報工学
芸術学研究科	総合造形芸術専攻	芸術
平和学研究科	平和学専攻	平和学